

答 申 第 3 号
令和元年 7 月 11 日

与那原町長 照屋 勉 殿

与那原町新庁舎等複合施設建設施工者
選定手法等検討委員会 委員長 八 幡



与那原町新庁舎等複合施設に係る建設施工者選定手法等について（答申）

令和元年 6 月 7 日付け諮問第 3 号で諮問がありました、与那原町新庁舎等複合施設建設施工者選定手法等検討委員会規則第 2 条に規定する施工者選定手法等に係る事項について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果を下記のとおり意見を附して答申いたします。

1. 建設工事の発注方法について

経済的な合理性を求めるならば、庁舎棟と町民ホール棟を一棟として扱い、工種を分けずに一括で発注することが安価ですが、これでは地元企業の受注機会を確保できず、大型工事の経験による企業育成も果たせません。また、地元経済への還元はおろか、専門工種を分けることによる高い技術と豊富な経験を活かした品質の確保も困難と思われまます。

よって、新庁舎等複合施設の発注方法については、庁舎棟と町民ホール棟をそれぞれで発注する分棟扱いとし、工事を専門工種に分けた分離発注が望ましいと判断されます。以上のことから、建設工事の発注方法については、分棟分離発注方式を提案します。

2. 建設施工者の選定手法について

まず、入札方式については、条件付きの一般競争入札を提案します。一般競争入札を採用することで公募による競争性が確保される他、入札参加する条件として町入札参加者名簿登録の有無や企業格付け規定を準用した参加要件の設定、県内に主たる営業所を置くなどの地域要件を付けることが可能となります。

次に、評価方式では、入札価格と企業の技術力や地域貢献度、技術者の能力などを総合的に評価できる総合評価方式の採用を提案します。入札価格に加え、企業の技術力や能力を評価することで経済的な合理性に加え、工事品質の確保に繋がります。また、地域精通度や地域貢献度を評価することで地元企業に有利な評価方式となり、受注機会の確保による地元企業育成、地域経済への還元を図ることができると考えます。

以上のことから、建設施工者の選定方法については、条件付き一般競争入札総合評価落札方式を提案します。

ただし、電気設備工事、機械設備工事については、在来工法が主体であり、工程管理についても建築工事に追従する形で作成されるため技術評価の違いが大きくないと想定されることから、従来の指名競争入札方式を提案します。

3. 地元企業の活用方法について

総合評価方式を利用した地元企業活用方法を提案します。総合評価方式では、『地元企業の下請活用』、『地域支援活動の実績』、『災害協定締結の有無』など、地元企業の活用等が評価基準となる項目があります。入札参加者が落札するには、この評価項目の得点を取らなければならないため、結果として地元企業の活用が図られると考えられます。

また、評価項目へ地元企業育成、地元経済への還元などを追加設定することで、より一層の地元企業活用を図ることが可能と思われます。今後、価格や技術力、工事実績だけではない、与那原町独自の総合評価方式を策定することで、入札参加企業が自然と地元企業を活用する方向に導くことが重要だと考えます。